

## 里庄町新商品開発・販路開拓支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、町内の中小企業者に対し、事業化を目的とした新製品、新技術の開発及び販路開拓事業に要する費用に対し、里庄町補助金等交付規則（平成20年里庄町規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 新商品開発 中小企業者が販売を目的とした新たな商品やサービスを開発することをいう。
- (3) 販路開拓 中小企業者が自ら取り扱う商品やサービスの販売先を町外へ拡大させるために行う取組をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に主たる事業所を有する中小企業者
- (2) 町税、町の使用料及びこれらに類する町の納付金に滞納がないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）と関係があると認められるものでないこと。

### (補助対象事業等)

第4条 補助金の対象となる事業並びに補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する場合は、対象外とする。

### (補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、里庄町新商品開発・販路開拓支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業の事業着手前に町長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助対象事業の内容が確認できる書類、パンフレット等
- (3) その他町長が必要と認める書類

### (補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに、里庄町新商品開発・販路開拓支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

### (変更承認申請書等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）が、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき

は、里庄町新商品開発・販路開拓支援事業補助金変更交付（事業中止）申請書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による里庄町新商品開発・販路開拓支援事業補助金変更交付（事業中止）申請書の提出があったときは、その内容を審査して承認の可否を決定し、速やかに、里庄町新商品開発・販路開拓支援事業補助金変更（事業中止）承認（不承認）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付対象者は、事業が完了したときは、速やかに、里庄町新商品開発・販路開拓支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に報告するものとする。

- （1） 事業実績報告書
- （2） 補助対象経費の領収書の写し
- （3） 事業実施にかかる写真
- （4） その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条の報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるきは、里庄町新商品開発・販路開拓支援事業補助金確定通知書（様式第6号）により交付対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 前条の通知を受けた交付対象者は、町長に里庄町新商品開発・販路開拓支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を提出し、町長はこれに基づいて補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、里庄町新商品開発・販路開拓支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により補助金の交付決定を取り消すことができる。

- （1） 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- （2） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3） 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （4） 提出書類に虚偽があったとき。

2 町長は、既に交付した補助金を返還させるときは、里庄町新商品開発・販路開拓支援事業補助金返還命令書（様式第9号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（権利譲渡の禁止）

第12条 第6条の規定により決定通知を受けた者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	事業内容	補助対象経費	補助率及び補助限度額
新商品開発	①新しい技術や技法を利用した商品 ②既存の技術・技法を応用した従来にない商品 ③地域資源を活用・工夫した商品	専門家謝金、研究開発費（原材料費、技術指導受入費、外注加工費）、委託費（試験委託費、調査研究委託費）、その他町長が必要と認める経費	2 / 3 以内（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。） 10万円を上限とする。
国内販路開拓	展示会、見本市、商談会等で、販売を主目的としない国内で開催される展示会等に出展する場合	出展料、展示装飾費、旅費、運搬費、備品使用料、その他町長が必要と認めた経費	1 / 2 以内（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。） 10万円を上限とする。
国外販路開拓	展示会、見本市、商談会等で、販売を主目的としない国外で開催される展示会等に出展する場合	出展料、展示装飾費、旅費、翻訳費、通訳費、通信運搬費、その他町長が特に必要と認めた経費	1 / 2 以内（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。） 10万円を上限とする。
<p>※補助対象経費につき、国、地方公共団体又は公共的団体等から助成を受けるときは、当該補助金額を補助対象経費から控除する。</p> <p>※同一事業実施者の申請は、同一年度において1回までとする。</p> <p>※同一年度における申請は、新商品開発事業と国内及び国外販路開拓事業の同時申請も可能とする。</p> <p>※補助対象経費のうち、旅費については、出展等担当者1名分とする。</p> <p>※補助対象経費のうち、旅費については、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することとする。</p>			